地域学校協働活動推進協議会
設 置 要 綱

岡山県立総社高等学校（以下「甲」という。）と、産・官・学・民の各機関・組織等（以下「乙」という。）が、連携・協働して地域社会の発展及び地方創生に向けた活動を推進するため、次のとおり協議会を設置する。

（名　称）
第１条　この会は、地域学校協働活動推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目　的）
第２条　協議会は、急速に変化する予測困難なこれからの時代を担う高校生が、様々な変化に積極的に向かい合い、よりよく生きるための共存社会を創造するための資質・能力を身につけ、もって一人一人が持続可能な社会の担い手として、地域社会の発展及び地方創生に資することを目的とする。

（連携・協働事項）
第３条　協議会における連携・協働事項は次の通りとする。
（１）　「総合的な探究の時間」における探究活動やボランティア活動等、これからの時代を担う高校生が、地域社会の発展や地方創生に資するために行う活動をはじめとした、甲及び乙における共通の又は類似の課題に対し、連携・協働して活動することで効果的かつ効率的に解決を図ることが期待できる事項
（２）　その他前条の目的を達成するために必要な事項

（構　成）
第４条　協議会は、特別会員と賛助会員（以下「会員」という。）をもって構成する。
（１）　特別会員は、会長が協議会の目的達成のため特に必要と認めたものとする。
（２）　賛助会員は、本協議会の目的に賛同する産・官・学・民の各機関・組織等とする。
（３）　会員の任期は、毎年４月１日から３月３１日までの１年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

（地域学校協働活動推進員）
第５条　協議会における連携・協働事項を円滑に実施するため、地域学校協働活動推進員（以下「コーディネーター」という。）を設置する。
２　コーディネーターは、特別会員の中から、会長が委嘱する。

（役　員）
第６条　協議会に、次の役員を置く。
（１）　会長１名
（２）　副会長若干名
２　会長は、甲の長がその任にあたり、協議会の業務を統括する。
３　副会長は会長が任命し、会長を補佐する。また会長に事故等があった場合は代行する。

（総　会）
第７条　総会は、会長が必要と認めた場合召集し、議事運営は、会長が主宰する。

（庶務）
第８条　事務局を甲に置き、甲が庶務する。

（その他）
第９条　この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が各会員に諮って定める。

附　則
１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。